

第18回 安来市農業委員会議事録

令和3年12月21日 午後2時00分 第18回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

| | | | |
|-----------|------------|-------------|------------|
| 1番 横山 芳明君 | 2番 足立 仁行君 | 3番 永塚 知芳君 | 4番 北中 宏一君 |
| 5番 木戸 芳己君 | 6番 杉原 建君 | 7番 武上 隆雄君 | 8番 仲佐 久子君 |
| 9番 北川 正幸君 | 10番 安松 智君 | 11番 新田 里恵君 | 12番 塩見 秀雄君 |
| 13番 板金 悟君 | 14番 渡邊 克実君 | 15番 佐々木 吉茂君 | 16番 岡田 一夫君 |
| 17番 吉村 正君 | 18番 齋藤 哲君 | 19番 渡辺 和則君 | |

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 原 美穂子君

4. 議事案件

| | |
|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 令和3年12月21日 1日 |
| 日程第 3 | 議第72号 農地法第2条の規定による非農地証明願について |
| 日程第 4 | 議第73号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議第74号 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 議第75号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 報第94号 農地法第5条の規定による届出について |
| 日程第 8 | 議第76号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について |
| 日程第 9 | 議第77号 農用地利用集積計画について |
| 日程第 10 | 報第95号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 11 | 報第96号 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第 12 | 報第97号 土地改良区からの地目変更届出の通知について |

5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第18回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第18回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君
ありません。

議 長：岡田 一夫君
日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 1番 横山委員、2番 足立委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第3 議第72号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページから6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、昭和60年までは水田として利用してきましたが、たびたび冠水をするため昭和62年に耕作を断念し一部造林をして現在にいたるものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業用利用を図るための条件整備が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。2番は、山間の谷間にある農地で水利や道路条件が悪く、昭和50年代初期のころから用水管理並びに耕作道の管理が不能となったため、耕作を断念し現在にいたるものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業用利用を図るための条件整備が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。3番は、地元住民の方の聞き取り調査から、昭和23年頃より木材倉庫敷地として利用されており、その後所有者が亡くなり相続人不在となりました。家庭裁判所の審判により取得をしましたが、登記が農地であることが判明し申請されたものであります。これは、非農地証明事務取扱基準の(1)農地法が施行された昭和27年10月21日より前に非農地であった土地と考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 1番 横山委員 お願いします。

1番 横山 芳明君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君
2番の案件について 19番 渡辺委員 お願いします。

19番 渡辺 和則君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君
3番の案件について 15番 佐々木委員 お願いします。

15番 佐々木 吉茂君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君
次に、現地調査報告を3班15番 佐々木委員 お願いします。

15番 佐々木 吉茂君
15番 佐々木です。それでは調査班、3班の現地調査報告をいたします。昨日、午後1時10分、伯太庁舎会議室において、實重事務局長、名原係長の出席を求めまして、名原係長より現地調査の説明を受けました。委員は、北中班長以下、横山、北川、新田、齋藤各委員と私 佐々木の計6名が出席いたしました。説明の後、現地にて調査を行いましたので報告いたします。番号1でございますが、現地では横山委員の説明を受けました。先ほど事務局から説明があった通りでございますけれども、昭和60年までは水田として利用しておりましたが、冠水が度々起こることから昭和62年に耕作を断念し、植林をして現在に至るものだと思います。色々な面から考慮しても、調査班としては許可が妥当であろうという見解になりました。委員の皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。番号2について、現地では渡辺委員の説明を受けました。先ほど事務局から説明がありましたように、山林に囲まれた山間にある農地でございますが、水利や道路条件が悪く昭和50年代の初期頃から用水並びに道路の管理が出来なくなり、耕作を断念し現在に至っているという事でございます。土地そのものが森林の様相を呈していて、農地への復元は不可能であろうという結論に達し、調査班としては許可妥当であろうと判断いたしました。委員の皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。番号3について、私が現地で説明をいたしました。昭和23年頃より木材の倉庫敷地として、利用されていたそうでございます。これは近くの古老に確認をいたしました。その後、所有者が亡くなり、相続人がいないという事から、事務局の説明にもありましたように、家庭裁判所の審判という事になり、申請者が取得いたしました。しかし、土地の登記が農地であったという事から今回の非農地の申請に至ったものでございます。現況はとても農地に復旧、利用は困難であると調査班は判断をし、許可妥当であろうと判断いたしましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第73号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

7ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて8ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、2件で、すべて所有権移転に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約30m 農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、あぜぬり機1台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、経営規模拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約5km 現在大山で酪農経営をしている農家であり、伯耆町農業委員会からの耕作面積証明書も添付されております。家畜は、ヤギ80頭、ヒツジ1頭、ポニー1頭、ロバ1頭を所有しています。このたび伯太町内に移住をしております。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番の案件について 4番 北中委員 お願いします。

4番 北中 宏一君

4番 北中です。1番案件の説明をいたします。申請地は遠方に行ってしまう方の土地で、今までも譲受人が管理をしておりました。譲受人の家の前の土地であり、耕作が便利で譲渡人も土地を手放したかったため、譲受人に売ることにしました。元々譲受人が耕作していた土地なので、周辺の農地に影響はありません。以上です。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 12番 塩見委員 お願いします。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。2番案件について説明をいたします。申請人は鳥取県大山町で酪農経営をされています。今回の申請により伯太町、私の地元であります。峠之内に空き家を求め、移住してこられました。譲渡人の農地が10筆ありますが、24,599㎡、この農地は上の台というところであり、以前、一帯が茶栽培をされていた地域であります。十数年前からお茶をやる方は無くなりまして、現在はやっておられません。この荒廃農地を利用したいという事での申請であります。先ほど事務局の説明がありましたようにヤギを飼いたいということで、今は80頭くらいいるようですけども、それをこちらへ移し、乳酸の加工をして販売をしたいという考えがあるようです。この上の台の農地一帯が茶畑でありますので、すべて荒廃農地であります。周辺に与える影響はないと考えますので、委員の皆様方のご審議よろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 議第74号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

9ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議をを求めるものです。10ページに案件の内容、11ページから12ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象とな

っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、植林です。申請地は、山林に囲まれた谷間の水田であり、夏場の水不足、青立ち、加えて猪被害により作付が困難となり、耕作放棄地化を危惧し、植林による山林としての管理を計画するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。2番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用の目的は、駐車場です。このあとご審議いただく農地法第5条の申請とセットとなります。申請者は現在、酒類製造業を営んでおり、商品を運搬する14トントラックの回転場や駐車場がなく、現在は市道に止めて搬入をしております。さらに従業員の駐車場13台分も不足しており、トラックの搬入及び回転場、トラックの駐車場、従業員の駐車場の整備を計画しました。周辺に適当な宅地、雑種地等の農地以外の候補地もなくやむを得ず本農地を選定しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 11番 新田委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 9番 北川委員 お願いします。

9番 北川 正幸君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を3班15番 佐々木委員 お願いします。

15番 佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。農地法第4条の許可申請について説明いたします。番号1についてですが、現地では新田委員に説明いただきました。申請地は山林に囲まれた谷間の水田になります。夏場の水不足に合わせて、獣害被害があるようでございまして、作付けが困難になり、耕作放棄地となるのを危惧されたことから、植林による山林管理が望ましいと思いつけられたものです。調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたします。続きまして番号2でございまして、現地では北川委員に説明いただきました。申請地の転用目的ですが、先ほど事務局から説明がありましたように駐車場であります。この後、説明いたします5条案件の内容もセットになっておりますので、ここで大体の説明をしておきたいと思ひます。本議題は、一応は本人所有地だけの4条でございまして、合わせて5条の説明もしないと内容が分かりにくいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。申請人は現在、酒類の製造業を営んでおられるわけですが、商品を運搬するのに大型の14トントラックが必要となり、それを利用しておられますが、回転場あるいはそういった場所がなく、しかも道路に駐車しておられるという事です。かなり苦情が出ている状況のようでございまして。そうした事情と、さらにまた、従業員の駐車場も13台分不足しているということから、今回の計画でありますトラックの搬入、回転場あるいは駐車場、従業員の駐車場の計画をされたわけですが、先ほど事務局の説明がありましたように、周辺の適当な場所、宅地、雑種地等を探しましたが農地以外の適当な候補地がなかったものから、やむを得ず本農地を選定されたものでございまして。この計画は5条の関係も含めないと面積が取れません。後ほど

5条で説明いたしますが、4条は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君
日程第6 議第75号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
13ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。14ページに案件の内容、15ページから18ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、6件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、昔からの住宅地域で住宅も連たんし、公共公益施設もあることから第3種農地と判断します。転用の目的は、個人住宅で権利の種類は所有権の移転です。譲受人は現在飯島町のアパートに暮らしていますが、子供が増えたことにより手狭になったため、住宅の建築を計画しました。実家の敷地内での建築も考えましたが敷地面積が足らず、農地以外の土地も探しましたが見つからず、実家に近い本農地を選定しました。第3種農地は、農地法第5条第2項第1号の口のの規定により、転用の実現性などの一般基準を満たせば許可となります。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。2番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用の目的は、農家住宅で権利の種類は所有権の移転です。譲受人は現在祖父である譲渡人所有の家に祖父母、兄と4人で生活しています。譲受人の両親は既におられなくなったため、譲受人兄弟が高齢の祖父母の面倒を見ております。長男が現在の住宅を引継ぎ、次男である譲受人は成人を機に独立して自身の居宅を計画しました。独立後も兄と一緒に祖父母の支援をすることを見据えて建築する計画でしたが、現在の敷地に余裕スペースはなかったことと、近隣に申請地以外の適地がなかったことから祖父母の住居の市道を挟んだ向かい側を選定しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当する

と考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。3番から5番は、譲受人が同じに関連事業のため、あわせて説明します。3番、4番及び5番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。申請の詳細につきましては4条と同じであります。周辺に適当な宅地、雑種地等の農地以外の候補地もなくやむを得ず本農地を選定しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。6番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関係する特定土地改良事業とは、昭和50年度から昭和57年度に施行した団体営西松井地区圃場整備事業のことです。転用の目的は、ガソリンスタンドで権利の種類は賃借権の設定です。期間は15年になります。譲受人は市内3か所にてガソリンスタンドを経営する事業者です。現在広瀬町下山佐において営業している給油所の老朽化に伴い建て替えが検討されてきました。しかしバイパスの開通により車の通行量が激減し、現在地での建て替えでは将来性が見込まれないことに併せ、利用組合員の利便性を考慮した結果、本申請地に建て替えをする計画となりました。広瀬町から西赤江町までの県道広瀬荒島線沿線の雑種地等も検討しましたが地権者及び近隣住民の了解が得られずやむをえず本農地を選定しました。これは、特別の立地条件を必要とする流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道又は都道府県道の沿道の区域に設置されるものであり、農地法施行規則第35条第4号イに該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の賃借料は、■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 15番 佐々木委員 お願いします。

15番 佐々木 吉茂君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 18番 齋藤委員 お願いします。

18番 齋藤 哲君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

3番から5番の案件について 9番 北川委員 お願いします。

9番 北川 正幸君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

6番の案件について 3番 永塚委員 お願いします。

3番 永塚 知芳君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を3班15番 佐々木委員 お願いします。

15番 佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。農地法第5条の許可申請について説明いたします。番号1についてでございますが、現地では私、佐々木が説明いたしました。譲受人は現在、飯島町のアパートで暮らしています。これは事務局から説明がありましたように、そのアパートで子供が増えたと言いますか、生まれたという事で手狭になったので住宅建設を計画されました。両親のこともあり実家の敷地内で建設しようと考えられたわけですが、敷地内の面積が足りませんでした。農地以外の土地も合わせて探されましたが見つからなかったものですから、近くの土地を探しておられましたら、たまたま実家に近い本件の農地があり、交渉の結果了承が得られ、ここに決定されたとのことでございます。雨水、汚水処理計画等、同意書、意見書等の書類も揃っておりまして、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。番号2でございますけれども、現地では齋藤委員の説明を受けました。譲受人は現在、祖父であります譲渡人の所有の家に祖父母そして兄と本人の4人で生活しておられます。譲受人の両親はすでにおられなく、兄弟で高齢の祖父母の面倒を見ようじゃないかという事になり、長男は現在の住宅に引き続き住むという事でありましてけれども、次男である譲受人は成人を機に独立をして、独立後も兄と一緒に祖父母の面倒を見ようと考えて自分の住居を計画しましたが、事務局の説明のとおり適地が無かったということで譲渡人の土地に家を建てる計画をしました。実情を考えますと非常に良いことではないかと、調査班としても考えました。関係書類も揃っており、許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。3、4、5番案件につきましては、先ほど4条で説明いたしましたけれども、4条の面積だけでは計画が実行できないということから、今回3人の方の農地を譲り受け、完成させるものでございます。調査班といたしましては実情が十分理解できましたので、許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。続きまして番号6でございますけれども、現地では永塚委員の説明を受けました。転用の目的はガソリンスタンドであります。先ほど事務局から説明もありましたけれども、譲受人は市内3か所でガソリンスタンドを経営する事業者でございます。皆さんもご存知かと思いますが、現在広瀬町下山佐、XXXXXXXXXX、そこで営業しておられますが、建物がかかなり古くなったこともあり建て替えを計画されたものでございます。利用される組合員の利便性も考え考慮された結果、申請地でありますコンビニエンスストアの隣が良いじゃないかという事、また地権者や近隣住民の方のご理解も得られたという事から、本農地を選定することになったようでございます。雨水や汚水あるいはガソリン等で汚れた水等の処理、同意書、関係書類等も整備されておりました。調査班といたしましても許可妥当と判断いたしましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 報第94号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

19ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街

化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。20ページに案件の内容、21ページから22ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は個人住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。2番は、転用目的は個人住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 5番 木戸委員 お願いします。

5番 木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 2番 足立委員 お願いします。

2番 足立 仁行君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 議第76号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

23ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定については、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。市から意見を求められたのは、除外10件で、うち安来地域4件、広瀬地域4件、伯太地域2件です。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 清水 仁志君

農林振興課の清水です。よろしく申し上げます。今回農用地区域から除外予定の面積は4,901.13㎡で、一般住宅、植林、その他の用途の10件です。編入予定の面積は15,945㎡で、土地改良事業計画地区、未編入農用地の編入の2件になります。資料の1ページに全体面積、2～3ページに変更理由別面積を掲載しております。今回の除外案件10件全てが農地転用許可を要する案件となります。該当地の土地調書は5～8ページ、広域の位置図は12ページです。それでは個別の案件についてご説明いたします。はじめに整理番号1、島田町の駐車場および進入路、面積183㎡の案件について、資料を13～15ページに掲載しております。申出者の住宅は密集した農業集落内に位置し、申出地を挟んで幅員3.5mの市道に面しています。自家用車を4台所有していますが、乗用車1台分の車庫のほかに駐車場はなく、その他の3台および来客時には、自宅向かいの空き地に駐車している状況にあります。申出地は自宅と市道に挟まれ、自宅に侵入するためには通過が避けられない土地であり、この土地の一部を自家用3台、来客用3台の計6台分の駐車場及び進入路として整備することを計画しました。自己所有地および近隣に適地はなく、やむなく申出地が選定されたものです。市道および宅地に挟まれた農地の一部であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号2、中津町の進入路、面積26.3

2㎡の案件について、資料を16～18ページに掲載しております。申出者は申出地西側にある宅地を購入し住宅建築を計画中のところ、東側県道から宅地までの既存進入路の幅員が1.8mと狭く、車両の通行に支障を来す状態にありました。そこで既存進入路に隣接する申出地から幅2.8m分の用地を譲り受け、合せて4.6m幅員の進入路を確保することを計画しました。進入路として拡張できる土地は申出地以外になく、やむなく選定されたものです。県道および水路に挟まれた農地の一部であり、集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号3、赤江町の一般住宅、面積203㎡の案件について、資料を19～21ページに掲載しております。申出者は申出地向いにて母、弟、祖母と居住していましたが、申出者、弟ともに成人し、現在の住居が手狭となったため新たな住宅を建築することを計画しました。現在の住まいの近くにて候補地を検討し、既存住宅敷地には余剰地がなかったことから、近隣宅地である■■■■と一体で利用する計画で申出地が選定されました。市道に面した宅地続きの農地の一部であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号4、岩舟町の一般住宅、面積609㎡の案件について、資料を22～25ページに掲載しております。申出者は、妻と3人の子供 合わせて5人で市内アパートに居住していますが、子供の成長に伴って住まいが手狭になったことから、戸建て住宅の建築を計画しました。今後高齢化する両親の支援も見据え、実家周辺で候補地を検討したところ、実家敷地には余剰地がなく、市道に面し所有者の了承が得られた申出地がやむなく選定されました。市道に面した宅地続きの農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響はありません。整理番号5については、申出者により取り下げられたため欠番となっています。続いて整理番号6、伯太町安田の展示場、面積2,347㎡の案件について、資料を26～27ページに掲載しております。申出者は造園業者であり、平成18年に会社を先代から譲り受けました。平成元年当時、事業拡大に伴い造園植栽用の樹木育成及び展示、庭石置き場が必要となったため、先代が申出地に展示場を整備し、以降30年あまり管理してきたという追認案件になります。展示場としての日常的な管理の必要から事業所近隣で候補地を検討した結果、当時より事業所敷地には余剰地がなく、使用の同意が得られる周辺土地もなかったことから、やむなく自己所有農地であった申出地が選定されました。いずれも市道に面した農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号7、伯太町上小竹の墓地、面積9.9㎡の案件について、資料を28～30ページに掲載しております。申出者の現在の墓地は自宅から約500m離れた高い場所にあり、参道は急傾斜のうえ道が悪く、参拝が困難であったことから、今後の墓の維持の利便性を考え、自宅周辺への墓地の移設を計画しました。自宅敷地には余剰地がなく、周辺に利用可能な宅地等もなかったことから、やむなく農地である申出地が選定されました。道路、水路に囲まれた農地の一部であり、集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号8、広瀬町東比田の墓地、面積9.91㎡の案件について、資料を31～33ページに掲載しております。申出者の現在の墓地は自宅から約200m離れた高い場所にあり、高齢になるとともに坂を登っての参拝が負担となったことから、自宅周辺への墓地の移設を計画しました。自宅敷地には余剰地がなく、周辺に利用可能な宅地等もなかったことから、やむなく農地である申出地が選定されました。宅地、水路に囲まれた農地の一部であり、集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号9、広瀬町菅原の進入路、面積42㎡の案件について、資料を34～35ページに掲載しております。申出者の自宅進入路は幅員3mの道路ですが、左右に高低差があり、自家用車の他にもトラクター等の大型農業用機械も通行するため、安全な往来に不安がありました。このため進入路に隣接する土地のうち、高低差が高い方である申出地の一部を切土・造成し、道路を拡張することを計画しました。進入路として拡張できる土地は申出地以外になく、やむなく選定されたものです。道路に囲まれた農地の一部であり、集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号10、広瀬町奥田原の墓地および植林、面積1,391㎡について、資料を36～39ページに掲載しております。申出者は山間の傾斜地にある寺院であり、境内地に隣接した墓地を有していますが、平坦地部分は狭く、従前からの墓石と供養塔が並び、余剰地がない状態でした。かねてから檀家より参拝時の駐車場の整備や新たな墓所、永代供養墓地の設置の要望があったため、既存墓地へ隣接する形での新たな墓地と駐車場の整備、および車両進入路の整備を計画しました。また申出地は山陰にあるうえ水利条件が悪いことから、耕作困難により休耕状態となっており、今後の耕作放棄による原野化を防ぐため、墓地用地を確保した残地については、植林し林地としての管理を行うこととしました。境内地や既存墓地には余剰地がなく、既存墓地と一体的に管理できる土地は申出地以外になかったことから

やむなく選定されました。水路、墓地に囲まれた農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号11番、広瀬町下山佐の駐車場、面積80㎡について、資料を40～42ページに掲載しております。申出者宅は自家用車4台を所有しており、自宅前の市道を挟んで向かい側の倉庫に2台を駐車していますが、残りの2台は自宅敷地内の進入路部分に縦列駐車している状況であり、通行や車両の入れ替えの面において不便を来していました。そのため、自宅敷地に隣接する申出地に2台分の車両駐車を新たに設けることを計画しました。自宅敷地は狭小であり余剰地がなく、付近に利用可能な宅地等もなかったことから、やむなく申出地が選定されました。宅地と市道に挟まれた農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号12、飯梨地区の編入、面積15,318㎡について、資料を43～56ページに掲載しております。現在同地区では圃場整備事業が計画されており、事業計画区域内の未編入農用地をこのたび編入するものです。続いて整理番号13、伯太町安田関の編入、面積627㎡について、資料を57～58ページに掲載しております。将来にわたって農地利用し、中山間直払の協定農地とするため、未編入農用地を編入するものです。以上、10件の農振除外案件、2件の編入案件についてご説明いたしました。ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

この案件につきましては、事前に農地対策委員会を開催し、現地調査をしておりますので、5番 木戸委員長 の報告をお願いします。

5番 木戸 芳己君

5番 木戸でございます。安来農業振興地域整備計画の変更について12月1日、13時から17時までの現地確認を行いました。農林振興課から清水主任主事、金山主任、農業委員会から實重局長、名原係長、農地対策委員会岡田会長、渡辺和則委員、齋藤委員、吉村委員、板金委員、杉原委員、北中委員、木戸で現地確認を行いました。先ほどの説明のとおり10か所、清水主任主事から現地説明を受け、現地確認を行い、了承したことを報告致します。以上です。

議長：岡田 一夫君

只今、説明並びに報告がありました。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので、ここで意見を取りまとめたいと思います。事務局から意見について提案願います。

事務局：實重 昌宏君

先ほど木戸農地対策委員長よりご報告がありました。農地対策委員会の皆様は同意ということでございましたので、農業委員会の意見としては、都市計画法等の関係法令を遵守し、整合性を図ることの意見を付した方が適当ではないかと考えます。よろしく願いします。

議長：岡田 一夫君

只今、事務局から提案がありました。他に何かご意見はありませんか。

議長：岡田 一夫君

それでは、質疑がないようですのでこの案件について事務局提案のとおり意見を付すことについて、賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については意見を付して市長に報告することにします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 議第77号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に、安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、4番 北中委員、15番 佐々木委員、19番 渡辺委員 の退席を求めます。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

25ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議をを求めるものです。計画要請につきましては、28ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権163件、面積190,004㎡、使用貸借権22件、23,756㎡、全体で185件、総面積が213,760㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野でございます。私からは議第77号についてご説明いたします。詳細は29ページからになります。今月の利用集積計画ですけれども、番号1から52、及び番号71、72が利用権設定でございます。なお、番号7、21から23、40は借り手が一般法人であり、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に該当するものですので、解除条件を付けた利用権設定になります。また、番号53から70及び番号73は農地中間管理機構の推進に関する法律の第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものでございます。番号53から70及び番号73は吉田の圃場整備に伴う集積でありまして、面積が64,764㎡でございます。いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、4番 北中委員、15番 佐々木委員、19番 渡辺委員 の退席を解除します。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第95号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

43ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。44ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、3件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第11 報第96号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

46ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。47ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、2件で、農地法による賃貸借の解約1件、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約1件です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第12 報第97号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

48ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。49ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第18回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時20分)